

新学習指導要領（高等学校）における「学校図書館」関連の記述

（第3章—第5章、新旧対照）

新高等学校学習指導要領（抄）
（平成21年文部科学省告示第34号）

第3章 主として専門学科において開設される各教科

第1節 農 業

第2款 各 科 目

第1 農業と環境

1 目 標

農業生物の育成と環境の保全についての体験的、探究的な学習を通して、農業及び環境に関する学習について興味・関心を高めるとともに、科学的思考力と課題解決能力を育成し、農業及び環境に関する基礎的な知識と技術を習得させ、農業の各分野で活用する能力と態度を育てる。

第2 課題研究

1 目 標

農業に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

第4 農業情報処理

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させ、情報に関する知識と技術を習得させるとともに、農業情報及び環境情報を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 産業社会と情報

ア 情報とその活用

イ 農林業における情報の役割

(4) 農業情報及び環境情報の活用

ア 生産・加工・流通・経営のシステム

イ 農業情報の活用

ウ 森林情報の活用

エ 環境情報の活用

(5) 農業学習と情報活用

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、農業分野を中心に産業

現行高等学校学習指導要領（抄）
（平成11年文部省告示第60号、平成15年文部科学省告示第173号一部改正）

第3章 専門教育に関する各教科

第1節 農 業

第2款 各 科 目

第1 農業科学基礎

1 目 標

農業生物の育成についての体験的、探究的な学習を通して、農業に関する基礎的な知識と技術を習得させ、農業及び農業学習についての興味・関心を高めるとともに、科学的思考力と問題解決能力を伸ばし、農業の各分野の発展を図る能力と態度を育てる。

第3 課題研究

1 目 標

農業に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

第5 農業情報処理

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させ、情報処理に関する知識と技術を習得させるとともに、農業の各分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 産業社会と情報

ア 情報とその活用

イ 農業の各分野における情報の役割

(3) 農業における情報の活用

ア 情報通信ネットワーク

イ 生産、加工、流通のシステム化

ウ 農業情報の活用

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、農業分野を中心に産業

社会における情報の活用の具体的な事例を通して、情報の意義を理解させるとともに、農業の各分野における情報の役割について関心をもたせること。

イ 内容の(3)については、実習や産業現場の見学等を通して、情報、情報機器、情報通信ネットワーク、ソフトウェアなどを活用する能力を育てること。なお、生徒の実態や学科の特色に応じて、内容の一部に重点を置くなどの工夫を加えること。

ウ 内容の(4)については、実習及び産業現場での見学や体験等を通して、情報の流れや情報システムが活用されている実際の状況を理解し、実践的な情報活用ができるようにすること。

エ 内容の(5)については、農業の各科目の学習や学校農業クラブ活動のプロジェクト学習を進める各段階において、情報及び情報技術を効果的に活用できるようにすること。また、課題の発見・解決に必要な創造的思考力や科学的判断力、コミュニケーション能力などの育成に配慮するとともに、情報機器や情報通信ネットワーク等を活用して学習の成果を整理・発信する能力や態度を育てること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のアについては、情報化の進展に伴う産業や生活の変化について扱うこと。イについては、農林業に関係する情報の収集、処理及び活用の基礎的な内容を扱うこと。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、目的に応じた情報機器やソフトウェアの選択、アプリケーションソフトウェアの使用法、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理及び発信並びに情報システムの活用について、一般的な内容と農業に関連する内容を扱うこと。情報システムによる問題解決の方法については、モデル化、シミュレーションなどの基礎的な内容を扱うこと。

第20 森林経営

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(3)及び(4)については、地域の実態や学科の特色に応じて、題材として適切な森林を選定すること。また、指導に当たっては、各種

社会における情報の活用の具体的な事例を通して、情報の意義を理解させるとともに、農業の各分野における情報の役割について関心をもたせること。

イ 内容の(2)及び(3)については、実習や産業現場の見学等を通して、農業の各分野において、情報と情報手段を活用する能力を育てること。なお、学科の特色や生徒の実態等に応じて、内容の一部に重点を置くなどの工夫を加えること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のア及びイについては、高度情報通信社会の特質、情報とデータの意味と性質並びに農業の各分野における情報の収集、処理及び活用の基本的な内容を扱うこと。ウについては、著作権やプライバシーの保護など情報モラルの必要性と個人情報のセキュリティ管理の重要性について理解させること。

イ 内容の(2)については、目的に応じた情報機器やソフトウェアの選択、アプリケーションソフトウェアの使用法、農業情報に関するシステムの活用及びマルチメディアとデータについて基本的な内容を扱うこと。

ウ 内容の(3)については、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、発信、農業の各分野におけるシステム化及び農業技術や経営に関する情報の活用を扱うこと。

第21 森林経営

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(3)から(5)までについては、地域の実態や学科の特色に応じて、題材として適切な森林を選定すること。また、指導に当たっては、

メディア教材や地球観測衛星などの情報を適切に活用すること。

第3款 各科目にわたる指導計画
の作成と内容の取扱い

- 2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

第2節 工 業
第2款 各 科 目

第6 情報技術基礎

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報技術に関する知識と技術を習得させ、工業の各分野において情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

- (1) 産業社会と情報技術
ア 情報化の進展と産業社会
イ 情報モラル
ウ 情報のセキュリティ管理
(6) 情報技術の活用
ア 情報の収集と活用
イ マルチメディアの活用

3 内容の取扱い

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
ア 内容の(1)については、情報化の進展が産業社会に及ぼす影響について、身近な事例を扱うこと。また、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラルと情報のセキュリティ管理の方法を扱うこと。

第11 環境工学基礎

3 内容の取扱い

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
ア 内容の(1)については、地球の成り立ち、資源やエネルギーの有限性、地球環境の現状などを扱うこと。(後略)

第29 ソフトウェア技術

1 目 標

コンピュータのソフトウェアに関する知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

- (1) ソフトウェア

視聴覚教材や資源探査衛星などの情報を適切に活用するよう留意すること。

第3款 各科目にわたる指導計画
の作成と内容の取扱い

- 2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

第2節 工 業
第2款 各 科 目

第6 情報技術基礎

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報技術に関する基礎的な知識と技術を習得させ、情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

- (1) 産業社会と情報技術
ア 情報化の進展と産業社会
イ 情報のモラルと管理

3 内容の取扱い

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
ア 内容の(1)については、情報化の進展が産業社会に及ぼす影響について、身近な事例を通して理解させるとともに、望ましい情報活用のモラルと管理の在り方について理解させること。また、著作権の保護を簡単に扱うこと。

第28 ソフトウェア技術

1 目 標

コンピュータのソフトウェアに関する基礎的な知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

- (2) アプリケーションプログラムの運用

- ア ソフトウェアの体系
- イ ソフトウェアパッケージ
- ウ ソフトウェアの管理システム

(3) セキュリティ技術

- ア 暗号化とアクセス管理
- イ ネットワークセキュリティとリスク管理
- ウ 情報に関する法規

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、生徒の実態や学科の特色に応じて、適切なオペレーティングシステム及びアプリケーションプログラムを選択し、実習や演習を通して具体的に理解させること。
- イ 指導に当たっては、情報化の進展が及ぼす影響について技術者倫理の観点から扱い、情報モラルについて理解させること。

第30 コンピュータシステム技術

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- エ 内容の(4)のイについては、文字、画像、音声をデジタル化する基本的な技術を扱うこと。
- ウについては、マルチメディア情報の圧縮、復元の原理と方法及びデジタルデータの送受信に関する基礎的な内容を扱うこと。エについては、マルチメディアを活用した具体的な事例を通して、情報表現の特性を扱うこと。

第31 建築構造

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、建築現場の見学や各種メディア教材の活用により、具体的に理解させること。

第32 建築計画

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、建築物の見学や各種メディア教材の活用により、具体的に理解させること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、建築の歴史の変遷、建築様式と建築物の形態の概要及び建築計画の意義を扱うこと。

- ア ソフトウェアパッケージの運用
- (3) 情報処理システムの管理
- イ ソフトウェアの管理システム

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、生徒の実態や学科の特色に応じて、適切なオペレーティングシステム及びアプリケーションプログラムを選択し、実習を中心として取り扱うこと。

第29 マルチメディア応用

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(2)のアについては、文字、画像、音声をデジタル化する基本的な技術を扱うこと。
- イについては、マルチメディア情報の圧縮、復元の原理と方法及びデジタルデータの送受信に関する基礎的な内容を扱うこと。

第30 建築構造

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、建築現場の見学や視聴覚教材を活用して、具体的に理解させるよう留意すること。

第33 建築計画

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、建物の見学や視聴覚教材を活用して、具体的に理解させるよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、建築の歴史の変遷、建築様式と建築物の形態の概要及び建築計画の意義を扱うこと。

第34 建築施工

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、建築現場の見学や各種メディア教材の活用により、具体的に理解させること。

第40 土木基礎力学

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、模型を用いた実験や各種メディア教材の活用により、力学的な現象を視覚的に理解させること。

第41 土木構造設計

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 指導に当たっては、工事現場の見学、土木構造物の模型を用いた実験及び各種メディア教材の活用により、具体的に理解させること。

第55 染織デザイン

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、美術館、博物館等の見学や各種メディア教材の活用により、具体的に理解させること。また、地域産業の実態や学科の特色に応じて、適切な題材を選定し、実習及び制作を通して具体的に理解させること。

第59 デザイン技術

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、美術館、博物館等の見学や各種メディア教材の活用により、具体的に理解させること。また、地域産業の実態や学科の特色に応じて、適切な題材を選定し、実習を通して具体的に理解させること。

第60 デザイン材料

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、産業現場の見学や各種メ

第31 建築施工

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、建築現場の見学や視聴覚教材を活用して、具体的に理解させるよう留意すること。

第40 土木基礎力学

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、模型を用いた実験や視聴覚教材を活用して、力学的な現象を視覚的に理解させるよう留意すること。

第41 土木構造設計

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ウ 指導に当たっては、工事現場の見学、土木構造物の模型を用いた実験及び視聴覚教材の活用により、具体的に理解させるよう留意すること。

第54 染織デザイン

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、美術館等の見学や視聴覚教材を活用して、具体的に理解させるよう留意すること。

第59 デザイン技術

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、美術館、博物館の見学や視聴覚教材を活用して、具体的に理解させるよう留意すること。

第60 デザイン材料

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、産業現場の見学や視聴覚

ディア教材の活用により、具体的に理解させること。

第61 デザイン史

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、美術館、博物館等の見学や各種メディア教材の活用により、具体的に理解させること。

第3款 各科目にわたる指導計画 の作成と内容の取扱い

2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

第3節 商 業

第2款 各 科 目

第1 ビジネス基礎

2 内 容

(2) ビジネスとコミュニケーション
ウ 情報の入手と活用

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、商業教育全般の導入として基礎的な内容を取り扱うこと。また、各種メディア教材などを活用し、経済社会の動向に着目させること。

第5 マーケティング

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)のイについては、市場調査を行う課題を設定し、情報の収集・分析、報告書の作成及びプレゼンテーションを行う実習をさせること。

第14 原価計算

1 目 標

製造業における原価計算及び会計処理に関する知識と技術を習得させ、原価の概念について理解させるとともに、原価計算から得られる情報を活用する能力と態度を育てる。

第15 管理会計

1 目 標

管理会計に関する知識と技術を習得させ、経営戦

教材を活用して、具体的に理解させるよう留意すること。

第58 デザイン史

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 指導に当たっては、美術館、博物館の見学や視聴覚教材を活用して、具体的に理解させるよう留意すること。

第3款 各科目にわたる指導計画 の作成と内容の取扱い

2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

第3節 商 業

第2款 各 科 目

第1 ビジネス基礎

2 内 容

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 商業教育全般の導入として基礎的な内容を取り扱うこと。

第6 マーケティング

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、市場調査の意義や実施手順について理解させるとともに、資料を収集、分析し、報告書を作成できるようにすること。

第12 原価計算

1 目 標

製造業における原価計算及び簿記に関する基本的な知識と技術を習得させ、原価について理解させるとともに、原価計算から得られる情報を活用する能力と態度を育てる。

略の重要性について理解させるとともに、経営管理に必要な情報を活用する能力と態度を育てる。

第16 情報処理

1 目標

ビジネスに関する情報を収集・処理・分析し、表現する知識と技術を習得させ、情報の意義や役割について理解させるとともに、ビジネスの諸活動において情報を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 情報の活用と情報モラル

ア ビジネスと情報

ウ 情報モラル

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、具体的な事例を通して、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラルについて理解させること。また、ビジネスの諸活動において、情報を扱う者の役割や責任について考えさせること。

第4節 水産

第2款 各科目

第4 海洋情報技術

1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報機器や情報通信ネットワークに関する知識と技術を習得させ、水産や海洋の各分野で情報技術を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(2) 情報モラルとセキュリティ

ア 情報モラル

イ 情報のセキュリティ管理

(4) ソフトウェア

ア ソフトウェアの体系

イ アプリケーションソフトウェアの使用法

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報のセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

第13 海洋通信技術

1 目標

第14 情報処理

1 目標

情報処理機器の活用に関する知識と技術を習得させ、ビジネスの諸活動に関する情報の意義や役割について理解させるとともに、情報を適切に収集、処理し活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) ビジネスと情報処理

ア ビジネスと情報

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア ビジネスの諸活動における情報を収集、処理するための知識と技術を習得させるとともに、処理された情報を分析し活用する能力を育成すること。

第4節 水産

第2款 各科目

第4 水産情報技術

1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、コンピュータの取扱いや保守に関する知識と技術を習得させ、水産や海洋の各分野で情報システム技術を活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 情報社会とコンピュータの役割

イ 情報のモラルと管理

(3) ソフトウェア

ア ソフトウェアの体系

イ アプリケーションソフトウェアの使用法

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、著作権やプライバシーの保護など情報モラルの必要性と個人情報のセキュリティ管理の方法を扱うこと。

有線通信及び情報通信の運用に関する知識と技術を習得させ、実際に通信業務に活用する能力と態度を育てる。

第3款 各科目にわたる指導計画
の作成と内容の取扱い

- 2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

第5節 家 庭
第2款 各 科 目

第3 生活産業情報

1 目 標

生活産業における情報の意義や役割を理解させ、情報の処理に関する知識と技術を習得させるとともに、生活産業の各分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

- (2) 情報モラルとセキュリティ
ア 情報モラル
イ 情報のセキュリティ管理
(4) 生活産業における情報及び情報手段の活用
ア 情報の収集、処理、分析、発信
イ 生活産業における情報及び情報活用の意義と実際

3 内容の取扱い

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
エ 内容の(4)のアについては、情報機器や情報通信ネットワークを利用した情報の収集、処理、分析、発信を扱うこと。イについては、生活産業に関連した具体的な事例を通して扱うこと。

第6 子ども文化

2 内 容

- (3) 子どもの表現活動と児童文化財
エ 情報手段などを活用した活動

第6節 看 護
第2款 各 科 目

第13 看護情報活用

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、看護の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

第3款 各科目にわたる指導計画
の作成と内容の取扱い

- 2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

第5節 家 庭
第2款 各 科 目

第3 家庭情報処理

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、生活産業の各分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

- (1) 高度情報通信社会と生活産業
ウ 情報モラルとセキュリティ
(3) 生活産業におけるコンピュータの活用
ア 情報の収集、処理、発信
イ コンピュータシステムの活用

3 内容の取扱い

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
ウ 内容の(3)のアについては、情報機器や情報通信ネットワークを利用した情報の収集、処理、発信ができるようにすること。イについては、CAD/CAMシステム、シミュレーションシステム、データベースシステム、生産管理システムなど、学科に関連するコンピュータシステムを取り上げて、実習を通して具体的に理解させること。

第6 児童文化

2 内 容

- (3) 子どもの表現活動と児童文化財
エ 情報手段などを活用した活動

第6節 看 護
第2款 各 科 目

第6 看護情報処理

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、看護の分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。

2 内容

- (1) 情報機器と情報の活用
ア 生活と情報の活用
- (2) 情報モラルとセキュリティ
ア 情報の価値とモラル
イ 情報のセキュリティ管理

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
ア 指導に当たっては、看護に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、看護の分野において情報を主体的に活用できるようにすること。また、他の看護に関する各科目と関連付けて指導すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。
イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

第3款 各科目にわたる指導計画 の作成と内容の取扱い

- 2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

第7節 情報 第1款 目標

情報の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における情報の意義や役割を理解させるとともに、情報社会の諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、情報産業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

第2款 各科目

第1 情報産業と社会

2 内容

- (2) 情報産業と情報技術
ア 情報産業を支える情報技術
イ 情報産業における情報技術の活用
- (3) 情報産業と情報モラル
イ 情報モラルと情報セキュリティ
ウ 情報産業と法規

2 内容

- (1) 情報社会とコンピュータ
ア 生活と情報処理
ウ 情報の価値とモラル
- (3) 看護とコンピュータの活用
オ 個人情報の管理

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
ア 指導に当たっては、実習を通して実践的・体験的に理解させるよう留意すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
ア 内容の(1)については、生活における情報の意義や役割及びコンピュータの利用分野の概要について理解させるとともに、著作権やプライバシーの保護、情報発信者の責任など情報モラルの重要性について理解させること。

第3款 各科目にわたる指導計画 の作成と内容の取扱い

- 2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

第7節 情報 第1款 目標

情報の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における情報の意義や役割を理解させるとともに、高度情報通信社会の諸課題を主体的、合理的に解決し、社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

第2款 各科目

第1 情報産業と社会

2 内容

- (1) 情報化と社会
ウ 高度情報通信社会のモラル
- (2) 情報化を支える科学技術

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のアについては、情報伝達手段の変遷についても扱うこと。イについては、これからの学習を進めるための指針を与えるために、情報産業の業務内容やそこで働く情報技術者の役割について扱うこと。

ウ 内容の(3)の(中略)ウについては、情報産業における情報や個人情報の保護、著作権などの知的財産及び情報セキュリティ対策に関する法規を扱い、法規を守ることの意義と重要性についても扱うこと。

第3 情報の表現と管理

2 内容

(1) 情報の表現

- ア 情報と表現の基礎
- イ 情報の表現技法
- ウ 情報の発信

(2) 情報の管理

- ア ドキュメンテーション
- イ 情報の管理

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のアについては、文字、図形、音などのコミュニケーションを行う際のメディアを取り上げ、それぞれの特性と役割について扱うこと。イについては、アプリケーションソフトウェアを活用した基本的な情報の表現技法について扱うこと。また、レイアウトや配色などの視覚表現に関するデザインの方法について扱うこと。ウについては、情報通信ネットワークを活用した情報の表現や発信及び効果的なプレゼンテーションの方法について扱うこと。

イ 内容の(2)のアについては、情報の記録、管理や伝達のために文書化することの重要性及び実践的な文書の作成方法について扱うこと。イについては、情報を目的に応じて分類し、整理し、及び保存するために必要な基礎的な知識と技術を扱うこと。また、情報セキュリティに配慮した情報の管理手法について扱うこと。ウについては、コンピュータやアプリケーションソフトウェアなどを用いて、情報を整理、抽出、管理する方法について扱うこと。

第4 情報と問題解決

1 目標

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のアについては、情報化が社会生活に及ぼす影響を扱うこと。また、情報伝達手段の変遷を簡単に扱うこと。イについては、情報産業の現状を取り上げ、情報産業の発展と社会とのかかわりについて理解させ、情報産業の今後の在り方について考えさせること。ウについては、高度情報通信社会を主体的に生きるための個人及び産業人としての在り方、著作権やプライバシーの保護、情報発信者の責任などの情報モラルの必要性及び情報のセキュリティ管理の重要性について理解させること。

第4 情報と表現

2 内容

(2) 情報活用の基礎

- ア 文書による表現技法
- イ 図形・画像による表現技法
- ウ 音・音楽による表現技法

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のアについては、それぞれのメディアの基本的な特性について理解させること。また、メディアの変遷と今後の展望について、情報関連機器の発達と関連付けて考えさせること。イについては、コミュニケーションの基本的な技法を扱うこと。

イ 内容の(2)については、ソフトウェアを利用した文書、図形・画像及び音・音楽による基礎的な表現技法を扱い、その活用方法を習得させること。

ウ 内容の(3)のアについては、プレゼンテーションツールとしてのアプリケーションソフトウェアや関連機器の特色に触れるとともに、効果的なプレゼンテーションの技法を扱うこと。イについては、プレゼンテーションの対象に即した企画書や報告書などの作成技法を扱うこと。ウについては、情報通信ネットワークを活用した情報の検索、収集及び発信の技法を習得させること。

第8 モデル化とシミュレーション

1 目標

情報と情報手段を活用した問題の発見と解決に関する基礎的な知識と技術を習得させ、適切に問題解決を行うことができる能力と態度を育てる。

2 内容

(2) 問題の発見と解決

- ア データの収集
- イ データの整理
- ウ データの分析

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実習を通して、情報及びコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した問題の発見から解決までの過程において必要とされる知識と技術について理解させること。また、適切な解決方法を用いることの重要性について考えさせるとともに、問題解決の手法を適切に選択することができるようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ウ 内容の(3)のアについては、問題の発見から解決までの過程及び結果の評価に必要な基礎的な知識と技術について扱うこと。イについては、問題解決の過程と結果の評価が情報産業で実際にどのように行われているかを理解させるために、情報産業で実際に行われている問題解決の過程と結果の評価にかかわる具体的な事例について扱うこと。

第10 情報メディア

1 目標

情報メディアに関する知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) メディアの基礎

- ア メディアの定義と機能
- イ メディアの種類と特性

(2) 情報メディアの特性と活用

- ア 情報メディアの種類と特性
- イ 情報メディアの活用

(3) 情報メディアと社会

- ア 情報メディアが社会に及ぼす影響
- イ 情報メディアと情報産業

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実習を通して、情報伝達やコミュニケーションの目的に応じて情報メデ

様々な現象を数理的に捉え、コンピュータで解析し、視覚化するための知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、モデル化やシミュレーションが自然現象や社会現象の将来予測や問題解決の有効な手段であることについて、具体的な事例を通して理解させること。その際、アプリケーションソフトウェアを活用して体験的に理解させるよう留意すること。

イ 内容の(2)については、生徒の興味・関心等に応じて適切な課題を設定し、その解決を通して理解させること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ィアを適切に選択し、効果的に活用するための知識と技術を身に付けさせるとともに、情報メディアの社会や情報産業における役割や影響について、著作権などの知的財産の取扱いにも留意して理解させること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のァについては、メディアが社会や情報産業に果たしている役割について扱うこと。イについては、情報メディア、表現メディア及び通信メディアを取り上げ、それぞれのメディアの特徴や働きについて扱うこと。

イ 内容の(2)のァについては、新聞、テレビ、電話などを取り上げ、それぞれの情報メディアの特徴や働きについて扱うこと。イについては、情報の収集、分析、発信などにおいて情報メディアを効果的に活用するために必要な基礎的な知識と技術について扱うこと。

ウ 内容の(3)のァについては、情報メディアの変遷と今後の展望についても扱うこと。

第12 表現メディアの編集と表現

1 目標

コンピュータによる表現メディアの編集と表現に関する知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 表現メディアの種類と特性

ア 文字

第13 情報コンテンツ実習

1 目標

情報コンテンツの開発に関する知識と技術を実際の作業を通して習得させ、総合的に活用する能力と態度を育てる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実習を通して、著作権などの知的財産の取扱いにも留意して、情報コンテンツを開発するための一連の作業を理解させること。

イ 指導に当たっては、学校や生徒の実態及び開発する情報コンテンツに応じて、適切な規格、技術及び技法を選択すること。

第8節 福祉

第2款 各科目

第9 福祉情報活用

1 目標

第10 図形と画像の処理

1 目標

コンピュータによる図形と画像の処理技法に関する知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。

第3 情報実習

1 目標

各専門分野に関する技術を実際の作業を通して総合的に習得させ、技術革新に主体的に対応できる能力と態度を育てる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)及び(3)については、学科の特色や生徒の進路希望等に応じて、選択して扱うこと。
イ 他人の著作物を利用するに当たっては、著作権等の取扱いに留意させること。

第8節 福祉

第2款 各科目

第7 福祉情報処理

1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報活用に関する知識と技術を習得させ、福祉の各分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内容

- (2) 情報モラルとセキュリティ
 - ア 情報モラル
 - イ 情報のセキュリティ管理
- (4) 福祉サービスと情報機器の活用
 - ア 情報の収集、処理、分析、発信

第11節 音楽

第2款 各科目

第8 鑑賞研究

2 内容

- (1) 作品・作曲家に関する研究

第3款 各科目にわたる指導計画 の作成と内容の取扱い

- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (2) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと。
 - (4) (前略) また、音楽に関する知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。

第12節 美術

第2款 各科目

第2 美術史

1 目標

美術の変遷の学習を通して、文化遺産や美術文化についての理解を深め、(後略)

第5 絵画

1 目標

いろいろな表現形式による絵画表現に関する学習を通して、表現と鑑賞の能力を高める。

2 内容

- (4) 漫画、イラストレーション
- (5) その他の絵画

第13 鑑賞研究

2 内容

- (1) 作品・作家に関する研究

第3款 各科目にわたる指導計画 の作成と内容の取扱い

- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮する

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、福祉の各分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。

2 内容

- (1) 高度情報通信社会と福祉サービス
 - ウ 情報モラルとセキュリティ
- (3) 福祉サービスとコンピュータの活用
 - ア 情報の収集、処理、発信

第11節 音楽

第2款 各科目

第3款 各科目にわたる指導計画 の作成と内容の取扱い

- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (3) 各科目の指導に当たっては、生徒の特性、地域や学校の実態等に応じて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かしたり、地域の文化財、文化施設、社会教育施設等の活用を図ったりするよう留意すること。

第12節 美術

第2款 各科目

第2 美術史

1 目標

文化遺産や美術文化についての理解を深め、(後略)

第5 絵画

1 目標

いろいろな表現形式による絵画表現を通して、表現と鑑賞の能力を高める。

2 内容

- (4) 漫画、イラストレーション
- (5) その他の絵画

第12 鑑賞研究

2 内容

- (1) 作品・作家研究

第3款 各科目にわたる指導計画 の作成と内容の取扱い

- 2 各科目の指導に当たっては、生徒の特性、学校の

ものとする。

- (1) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと。

第13節 英 語 第2款 各 科 目

第2 英語理解

3 内容の取扱い

- (1) 話すこと及び書くこととも有機的に関連付けた活動を行うことにより、聞くこと及び読むことの指導の効果を高めるよう工夫するものとする。

第5 時事英語

1 目 標

新聞、テレビ、情報通信ネットワークなどにおいて用いられる英語を理解するとともに、必要な情報を選び活用する基礎的な能力を養う。

2 内 容

- (1) 新聞や雑誌などの理解
- (3) 情報通信ネットワークを通じて得られる情報の理解

第3款 各科目にわたる指導計画 の作成と内容の取扱い

- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 教材については、英語を通じてコミュニケーション能力を総合的に育成するため、各科目の目標に応じ、実際の言語の使用場面や言語の働きに十分配慮したものを取り上げるものとする。その際、英語を日常使用している人々を中心とする世界の人々及び日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化や自然科学などに関するものの中から、生徒の発達の段階及び興味・関心に即して適切な題材を変化をもたせて取り上げるものとし、次の観点に留意する必要があること。

第4章 総合的な学習の時間

第1 目 標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

実態等に応じて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かしたり、地域の文化財、文化施設、社会教育施設等の活用を図ったりするよう配慮するものとする。

第13節 英 語 第2款 各 科 目

第2 英語理解

3 内容の取扱い

- (1) 「総合英語」の学習の基礎の上に立って、聞くことや読むことに関する能力を更に伸ばす指導を行うようにする。

第6 時事英語

1 目 標

新聞、放送、情報通信ネットワークなどに用いられる英語を理解するとともに、それを活用する基礎的な能力を養う。

2 内 容

- (1) 新聞や雑誌などの読み取り
- (4) 情報通信ネットワークを通じた情報の理解

第3款 各科目にわたる指導計画 の作成と内容の取扱い

- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (2) 教材については、英語による実践的コミュニケーション能力を育成するため、各科目のねらいに応じ、実際の言語の使用場面や言語の働きに配慮したものを取り上げるものとする。その際、英語を日常使用している人々を中心とする世界の人々及び日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史などに関するものうちから、生徒の心身の発達段階及び興味・関心に即して適切な題材を変化をもたせて取り上げるものとし、次の観点に留意する必要があること。

第1章 総則

第4款 総合的な学習の時間

- 1 総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。

- 2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。

- (1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
- (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(4) 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(2) 問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。

(3) 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

(6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

1 目標

ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

2 内容

学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

(3) 学業と進路

イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用

や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすること。

(3) 各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。

6 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(2) 自然体験やボランティア活動、就業体験などの社会体験、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。

(4) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。

第4章 特別活動

第2 内容

A ホームルーム活動

ホームルーム活動においては、学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活への適応を図るとともに、その充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応及び健全な生活態度の育成に資する活動を行うこと。

(3) 学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択決定に関すること。

学ぶことの意義の理解、主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用、教科・科目の適切な選択、進路適性の理解と進路情報の活用、望ましい職業観・勤労観の確立、主体的な進路の選択決定と将来設計など

